



大町市に移住される皆さんを応援します！

## 空き家改修事業補助金のご案内

大町市内の空き家の有効活用と市外からの移住・定住促進を図るため、市外から移住される方が空き家を改修して入居する場合、入居者又は空き家所有者の改修費用等の一部を助成する制度です。

### ◆ 補助対象空き家

- ・転入前過去3年間に大町市内に住所を有しない転入(予定)者が、新たに入居する、現に居住していない一戸建て住宅。
- ・10万円以上の改修等であるもの。
- ・市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者による改修等であるもの。

### ◆ 補助対象者

- ・「補助対象空き家」に入居する予定の平成25年4月1日以降の転入(予定)者。
- ・「補助対象空き家」の権利を有する所有者。  
(いずれも購入・賃貸に該当。契約未締結の場合は契約予定証明書等が必要です。)

### ◆ 補助対象経費等

- ・主要構造部、トイレ、風呂、台所等の生活するための改修等、内装等の改修、改修時発生する一般廃棄物処理業者による不要物(家財など)の撤去費用のいずれかに該当するもの。
- ・国、県、市の他の補助対象となる工事以外の改修であるもの。

### ◆ 補助金の額

- ・対象経費の1/2以内、30万円を限度とする。

### ◆ その他要件等

- ・居住前かつ着工前の申請で、補助金申請年度内に改修等の完了が見込まれるもの。
- ・補助対象空き家以外の住居で、既に大町市に転入している場合は、転入してから2年以内の申請であること。
- ・改修した空き家に住民登録し、5年以上定住すること。
- ・申請者及び世帯全員、市税等の滞納がないこと。
- ・改修等終了後、「実績報告書」を30日以内又は申請年度内のいずれか早い日までに提出すること。

※補助金の交付については、「実績報告書」の提出後、審査したのちの手続きとなります。

※詳しいお問い合わせは .....

大町市総務部まちづくり交流課定住促進係 電話：0261-22-0420(内線531・532)

**検索** 移住情報総合サイト <http://www.iju-omachi.jp>

【申請までのフローチャート】



